

会 議 録

名 称		市川市子ども・子育て会議（平成26年度第2回）
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する		1 子ども・子育て支援新制度における「量の見込み」の補正について 2 その他
開催日時場所		平成26年6月30日（月）午後2時00分～3時30分 市川市役所本庁 3階 第4委員会室
出席者	委員	高尾委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、幸前委員、川副委員、村上委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員
	事務局 (所管課)	こども部 子育て支援課
	関係部・課等	保育課、保育施設課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育総務部、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分		㊦（1人） ・ 不可
会議の概要		※別紙参照
配布資料		<p><事務局資料></p> <p>次第</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について ・資料2 基本理念・基本目標・施策の方向の文章（意見反映後確定版） ・資料3 子ども・子育て支援新制度にかかる各基準の条例制定について <ul style="list-style-type: none"> ・市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成26年度第2回）（詳細）

1、開催日時：平成26年6月30日（月）午後2時00分～3時30分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第4委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、幸前委員、川副委員、村上委員、
緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長）、保育課（山
元課長、大野副参事）、保育施設課（市来課長）、保育計画推進課（小泉課
長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（千葉主幹）、津
吹教育総務部長、石沢教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支援
課（谷内課長）、青少年育成課（小畔課長）

4、議 題：

- 1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について
- 2 その他

5、配布資料：

<事務局資料>

- ・資料1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について
- ・資料2 基本理念・基本目標・施策の方向の文章（意見反映後確定版）
- ・資料3 子ども・子育て支援新制度にかかる各基準の条例制定について
 - ・市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・市川市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例
 - ・市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【午後 2 時 00 分から開始】

高尾会長： それではただ今より、平成 26 年度第 2 回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は 4 名が欠席で、村上委員さんが遅れるということです。委員の半分以上が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関して、皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは次第 1、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの補正について」です。事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長：(資料 1「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について」にもとづき説明)

高尾会長： それではただ今事務局より説明がありました、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの補正について、前回の意見内容を踏まえまして検討して頂いた 15 項目を中心として、事務局から説明して頂いた訳ですが、これについてご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。はい、では幸前委員さん。

幸前委員： 幸前です。すみません、いつも一番に口火を切らせて頂いております。資料の前半の補正について、この補正前と補正後のグラフの意味がどうしてもわからなくて、先日事務局の方に丁寧に説明して頂いて、何となくわかったような、納得したようなところなのですけれども。確かに保育園の入所希望を、できれば仕事をしたい、保育園に子どもを入れたい、中には仕事をしたくないけれども子育てをしたくないから保育園に入れたい、という方も含めて、希望通り作ろうとするとかなり大変だというのはよくわかります。この補正後のグラフの説明は、私的には納得したと思っております。それと同時に 0～1、0～2 歳の在宅子育て世帯を対象とする事業については補正をしないというところで少し納得させて頂きました。

今回一番私が引っかかっているところが、11 ページの区域についての

ところで、病児・病後児保育事業は、3番の「その他、事業の性質上、区域ごとの設定が望ましい事業」というところで、「区域ごとに設定する事業」に入れて頂きましたけれども、「利用者支援事業」も、私はこの3番の「事業の性質上区域ごとの設定が望ましい事業」だと思うので、これも「区域ごとに設定する事業」に入れて頂きたいです。というのも、「利用者支援事業」というのがどういうものだというのがみなさんどのくらい認識されているのかというのが、そこの説明を先ほど簡単にして頂いたのですけれども、上の様々な事業、保育園や幼稚園の入園・入所を含めて、色々な子育て短期支援事業とか一時預かりとか色々な事業が載っていますけれども、そういう事業を子育て中のお母さん達に、こういう事業があって、こういう人が利用すればいいのよというのを説明していく役割をもっていると思います。事業だけ掲げていても、利用者がどう利用していいかわからなかったり、利用者がいなかったり、不必要と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、本当に必要な人が利用できなくて、そんなに利用しなくてもいいのでは、という方が利用してしまうというアンバランスな部分が出てこないようにすべきです。むしろ誰もかれもが利用していくと本当にニーズがどんどん増えていって、必要な施設の準備がどんどん増えていくと思うのですが、本当に必要としている人達だけがきちんと利用できるようになったら、実際の事業の規模や、保育園の数はまだまだ足りないと思いますが、様々な事業の規模というのが、ある程度適正な数値に落ちていくのではないかと思います。ですので、この利用者支援というのは、今後の市川市の事業を左右する、大きな、とても大事な部分だと思います。ぜひこれをもっともっと、他の事業を削ってでもここに力を入れると、子育て世帯のお父さん・お母さん達の満足度というのが上がっていくと思うので、ぜひこれは「区域ごとに設定する事業」にして頂きたいです。

それで14ページのところにも書いてあって、2箇所にして実施するということで、ただし、「保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施することも予定する」と書いてあるのですけれども、これでは保護者達のニーズというのはたぶん読み取れないと思います。相談業務というのは自分で相談しよう意識して初めて成立するので、たぶんこども館や、ただこども館はちょっと違うかなと思うのですけれども、地域子育て支援事業でやっている、地域子育て支援センターやつどいの広場のように、普段毎日来ることができて、よく話をするスタッフ、先生、職員の方だからこそ出てくるニーズというのがあって、それをきちんと吸い上げて、そのニーズとか希望に沿った相談というかメニューの提示をするというのが、たぶん本来の利用者支援だと思います。アクス本八幡と行徳支所にいる人が、月に1回ぼっと来た時に、そこでニーズは拾うことは出来ないし、その日その場所にはいなかった人には、利用者支援事業というのは利用して頂けない。やはり地域で普段から子育て世帯と接している人達がやるべき仕事だと思います。

話が長くなって申し訳ないですけども、実際に利用者支援、NPO 法人子育て広場全国連絡協議会の方で、2013年3月に「子育て支援コーディネーター調査研究委員会」というのを立ち上げて、子育て支援コーディネーターの役割と位置づけという研究をして、ここに利用者支援というのは何をやるべきか、ということが、きれいに本当にいい感じで載っています。実際これだけのことを2箇所の人達、それもとぶんおそらく何十人もいる訳ではないと思いますので、1人2人の人がこれだけのことを市内全域の子ども達、子育て中の人達にできるのか、と思います。

あともう一つ、この子育て広場全国連絡協議会、今年度からつどいの広場や子育て支援拠点ですね、地域子育て支援拠点のスタッフが、利用者支援の役割ができるように、子育て支援コーディネーターという研修、研修というか、利用者支援事業の担い手として養成講座をはじめました。やはりこれだけのことに知識を持って利用者支援に取り組みましようということで、今全国的にすごく利用者支援の質を高めて行こうという動きがあります。実際隣の松戸市では、地域子育て支援拠点に1人ずつ利用者支援を置いてモデルケースとして行っています。その隣の市川市が、とても国の今の動きからかけ離れて行っているような気がして、私はとてもそこがいやだなと思っているところです。

保育園の利用者数のところに補正をかけるならぜひ、利用者支援事業というところは、本当に他の事業を削ってでも地域の子育て支援拠点に1人ずつ最低でも置くべきです。現在子育て支援センターの職員やつどいの広場の職員は、それなりの似たようなことを実際やっている。やっている人達に、あなた達は利用者支援をやっていますねと言って、そこに看板を掲げてあげるといふ方が、新しいものを作るよりはよほど効率的だと。ただし地域子育て支援センターが市内に11カ所ありますけれども、とても内容がバラバラで、どうしてもそういう地域に根付いた活動をしていない支援センターがあるのも現状なので、やはりきちんと地域に根付いた活動をしている支援センターには、この利用者支援者として認めるとか予算をもってくるとか、そういう形でやって頂きたいと思いました。長くてすみません。

高尾会長： はい。「利用者支援事業」を「区域ごと設定する事業」に含めてはどうかという意見ですけども、事務局はどうですか。

子育て支援課長： はい、お答えいたします。利用者支援については現在「子育てナビ」ということで市川市では2箇所で実施させて頂いております。今ナビゲーターということでさせて頂いているのが4人おりますけれども、今ナビゲーターとしてどのような情報をどのように集めていったらいいのか、あるいは複雑なこの子育ての新しい制度をきちっと把握して勉強する、そして地域の中に入っていくというようなことも考えると、なかなか

かすぐに民間の方をお願いするという事は難しいのではないかと
いう考え方から、とりあえず行政の中でしばらくナビゲーターを育成させて
頂きたいと。そういったスキルを積んだ中で民間の方に今後お願いでき
ればということで、この計画年度については、一応 2 箇所をお願いした
と考えております。先ほどの地域ごとにとすることはもちろん必要だ
と考えておりますので、

そのために定期的に子育てナビの相談というのを設けさせて頂いて、
それは地域ごとにももちろん全部対応できるような形でと考えておりま
す。今ナビゲーターとしての資質というのはどの程度のものが必要なの
か、どういった情報が必要なのかというのを、わからないまま名前だけ
利用者支援ということでやりますというお話をしても、今行っている相
談と今の利用者支援とどこが違うか、反対にお母さん達あるいは子育て
支援センターであるとか、つどいの広場に從事されている方に混乱をさ
せてしまう可能性もあると思っておりますので、もう少し積ませて頂い
て、中間年に、5 年間になっておりますけれども、中間年にまた見直す
ということも計画の中に入っておりますので、そここのところで必要であ
れば箇所数も考えていきたいと思っておりますが、今のところはもう少し
地域支援というものを、勉強させて頂くというのも変ですけども、も
う少しきっちりと固めてから考えていきたいなと思っております。以上で
す。

高尾会長：今の事務局の話では、一応拠点は 2 箇所に置くということで、あと、
ナビゲーターを多く配置することは今後の方向を見てからという説明で
すが、いかがですか。

幸前委員：すみません、ちょっとえっ？と思ったのが二点あります。子育てナビ
が今年度からできた、市川市で初めてできましたというような PR をした
時に、子育て支援センターの拠点にいるスタッフなどは、今まで私達がや
ってきたことそのままだよねというのが本音です。しばらくはやり方がわ
からないから勉強させてくださいと言っていますけれども、実際は今まで
も市川市の地域子育てセンターはモデル事業で始まっているので、全国的
にも経歴はかなり長くて内容もかなり充実しています。そのスタッフが
ずっとやってきたことを、今から職員が勉強させてくださいということに
対して私はすごくおかしいなと思います。実際現実で地域の中で、市内全
域ではないかもしれないけれども、地域の中で役割を担ってきている人を
さておき、職員を研修させてくださいと言ったことにおかしいと思ったの
が一点です。もう一つ今年子育てナビができた時に、すこやか応援隊さん
とどう違うのかと色々お話を聞いた時に、やはり役割分担をすこやか応援
隊さんと子育てナビでしているという話を聞いたのですけれども、元々利
用者支援というのは、行政の縦割りを一括して市民にわかりやすくするた

めにできた利用者支援を、またその中で市川市は縦割りをしようとしてそこもおかしいかなと。子育てナビさんはここが範囲です、すこやか応援隊さんはここが範囲です、ではなくて、利用者支援というのはそれも全部足して、地域も情報も全部足して利用者支援だと思っているので、そこもおかしいなと思っているのですけれどもそれに対してはどういうお考えでしょうか。

高尾会長： では、事務局のほうで。

子育て支援課長： お答えいたします。ちょっと説明の仕方がまずかったのかもしれないのですけれども、あえて国が利用者支援というふうに言ってきているということは、今までの相談とは一線を画すものだろうと私どもは考えております。より新しい制度に沿ったものであらうと考えております。なので、今までやってきたことと同じだから、今までやれているところでやってもらえばいいのではないかという考え方ではなく、新たな考え方ということであれば、それはそのニーズに沿った形のものやっつけていかなければいけない、利用者支援というのもきちっと確立させていかなければいけないと思っています。きちんと教育・保育の情報というのも今まで以上に備えていかなければ説明はしていけないと思っておりますので、そういったことも含めて、市川市の利用者支援とはいったい何なのかというものも、もう少し勉強させてほしいとお願いしたものです。今までやっていることを否定する訳ではないですし、今までやって頂いたことはそのままもちろん相談ということで続けて頂かなければいけないし、それは必要だと思っております。ただ何度も言うようですけれども、これが子育て支援というものが国の資料からもはっきりしないところがありますので、そこら辺のところを確立させて頂ければと考えています。

高尾会長： ということで、幸前さんどうですか。

幸前委員： はい、それでは最後に一言言わせて頂きます。今まで通りのやり方はだめだったから国のほうから利用支援が、ここは正しいことだと思います。何が足りなかったかという、本当に利用者いわゆる子育て世帯のニーズに沿って、多様化している、子育て世帯のニーズも多様化している、それに対する色々な事業も複雑になってきている中で、ちゃんとマッチングをするというところが必要だということで利用者支援が出てきた経緯は、私も勉強させてもらって知っているのですけれども、むしろ市川市はすこやか応援隊を平成 11 年くらいから作って、かなり先進的に出向いていく、役所の職員が出向いていく、いわゆる利用者支援のところをやってきたのですけれども、でもそれは逆にうまくいっていないのではないかなと私は思います。だから切り替えたほうがいいよと。国のほうも行政だけ

で抱え込むのではなくて、地域の力、民間の力をもっともっと使っていきたいと思いますよというところで、利用者支援の事業を出してきたと思います。そこがちょっと私の考え方と行政の考え方が大きくずれているところかなど。新しい形で役所の中でやりますではもう行き詰ってきているのだから、民間の力や地域の力をもっともっと使うような方向で利用者支援の事業を行ってほしいと思います。

高尾会長： はい、幸前さんの意見はよくわかりますが、いずれにせよ見込み量を確定しなくてははいけませんので、一応説明にありましたように、拠点は2箇所、そして国の制度に基づく事業ということですので、ナビゲーターは4人ということで、今後広げていくという可能性はありますということしていきたいと思いますが、幸前委員さんのおっしゃることはよくわかりますけれども、一応今のところは見込み量を確定する必要がありますのでこういう形でいきたいと思いますがいかがですか。よろしいですか。はい、では川副委員さん。

川副委員： 川副です。今、幸前さんが言われたように、利用者支援は国が12月末に要綱を出しました。この要綱は本当に画期的な要綱で、少子化対策室長も実は行政が中心になっていくのではなくて、本当に身近なところでサポートできる人を養成していきたいと。さらに資源の発掘もして行ってほしいということは直接私も聞いていますので、それから説明会があったのですが、その時市川市さんは来ていなかったのですね。やはりこの利用者支援というのはすごく重要だと思います。

ただ、私はちょっと国のそのままは受け入れてはいませんで、まずは市川市が情報収集をするということは、民間がやるというのは限界があります。ですから行政側と民間が本当に協力し合ってやることが、結果的には様々にある資源が効率的に使えるし、ニーズとどうその資源を繋げていくか、さらに何が必要かということは、ここのコーディネーターの役割というのは、市川市ではナビと言っていますが、非常に重要な役割をするというふうに思っています。それで提案としまして、行政側が情報収集をする、私達民間が情報収集するというのはかなり限界があります。やはり行政側が情報収集して頂いて、それをきちっとデータ化して頂いて、それで現場のナビさんが、情報収集した人がナビさんだとすると、その方がしっかり情報収集して頂いて、それで地元の地域に根差した方達はコーディネーターという位置づけで、ぜひ連携をする研究グループを作られることと、そのコーディネーターの養成システムをぜひ研究して頂きたいなというふうに思います。もしお願いできれば、その14ページの利用者支援の但し書きに、「こども館に出張して事業を」という、この「出張」というところが引っかけたのですが、やはりきちんといて下さって、その方が情報収集し3年後の見直しの時にはいわばコーディネーターを養成す

ることを予定するとか、明確にここは書いて頂きたい。情報収集だけで終わったり、今までの行政だけで相談を済ませてしまったりというのは、幸前さんの意見、それから国の考え方を照らしても、市川の資源を有効に使うには非常に重要なところだと思いますので、ちょっと研究グループを作るとかそこら辺の見通しを付け加えて頂くと、効率的な、市川市が無駄な財政負担をしないで済む可能性がありますので、ここは非常に重要かというふうに思います。以上です。

高尾会長： はい、それでは量の見込みは確定しておいて、民間との協働とかいうことについては、若干文言を入れ込むということはどうですか。よろしいですか。他に量の見込みにつきましてご意見がありましたらお願いします。小安委員さん。

小安委員： 小安でございます。先ほどの事務局の説明で、前回の言葉の使い方として「除外する」という言葉をどうするかというところで、今回そういう言葉を全部取って、ただ単に「補正する」という表現にしたということなのですが、例えば6ページの(6)の補正内容のところ、「事業の利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高いと思われる回答が含まれていることを考慮し、補正する」というふうな表現になっているのですが、でも、「除外する」という言葉の定義と、実際に「除外する」という言葉を取っちゃったということだと、具体的にどう補正をするのか逆にわからなくなっちゃってというところがありますよね。つまりこの場合どうするのか、利用しない可能性が高いと思われる回答は、全て除外するのか一定割合で残すとか、何かそこに補正の仕方が具体的にありそうですが、その部分についての表記がなくて、単に「補正する」というふうにしてしまうと、確かに「除外する」というちょっと刺激的な言葉はなくなりましたが、どう補正するのがわからなくなってしまうというデメリットも出ているのではないかという気がするので、ここのところはちょっと再考の余地があるのではないかと私は思いました。これについてはいかがですか。

高尾会長： それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 第一優先に「除外する」という言葉を使わないということを考えていたので、どうしてもこういう曖昧になってしまっているところがあります。例えば10ページですね、病児・病後児保育については、前回の①「両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい」を全て除外するのが、それだと潜在ニーズが含まれなくなってしまうので、「ひとり親家庭の分を含めます」という表現で書けたのですが、今ご指摘のあった預かり保育の部分については、この補正の方法で、潜在

ニーズ、きちんと利用する可能性が高いものが取れているというふうに思っていますので、この部分を残しますよというのが書けなかったところでございます。具体的に今後どう直していいのかというところが難しいのですけれども、数値は今日なるべく確定させた中で、もうちょっと表現は考えていきたいと思えます。

高尾会長： はい、ではこういう表現の部分はちょっと検討したいということでしょうか。検討するということがよろしいですか。では他に言葉の表現もそうですけれども、量の見込みの点についてご意見をお願いしたいと思います。はいどうぞ、山下委員さん。

山下委員： 山下です。この量の見込みについては、今回でもし話が終わってしまうとしたら、一点気になっていたことがあります。アンケートを以前取った時の自由記述というところの検討というのはいつ行うのかということです。この量の結果によらないという言葉が時々出てくる、アンケートによらないということが書いてあるので、アンケートを取った時の自由記述が絶対あるはずだと思うので、そこを検討する予定はあるのでしょうか。

高尾会長： はい、では自由記述のところですよ。

事務局： 自由記述については、まだ正直なところ子ども・子育て会議に出していません。冊子にするものすごい量になっております。今回量の見込みを出すこの第一段階のところにとっては、この量の見込みはこの問いのこういう回答から計算をしてということが一応わかる形で資料を作っているのですけれども、まずそういう回答のところでのこの量の見込みを作らせて頂きたいと思っています。自由記述の分については、どうやって審議していくか、量もすごいですし、それを委員のみなさん全員にこれを読んでくださいというのもなかなか難しいので、どういうふうに審議していけばいいのかということを検討中というところです。

高尾会長： アンケートの自由記述は重要ですが、それを全体にまとめるとするのは非常に難しいですよ。取り込むというのはなかなか難しいなど。はい。

山下委員： 山下です。全てを審議する必要はないかもしれませんが、例えば似た項目が10人から同じ意見が出ているとか、そういうことを要約してまとめて、こちらの会議で検討するというのはいかがでしょうか。

高尾会長： はい。事務局のほうでは。

事務局： はい。それならできると思いますので、次回というのは厳しいかもしれないですけども、また追って出させて頂きたいと思えます。

高尾会長： 他にありますか。特に量の見込みについてです。幸前委員さんよろしいですか。

幸前委員： 私ばかりしゃべったら申し訳ないと思って黙っていたのですけれども、初歩的な質問で申し訳ないですが、量の見込み、色々と算定を出して頂いて、11番の妊婦健診についてお伺いしたいのが、妊婦健診というのは、その時その時の妊婦さんが、この人数以上に産する方が増えたら、その人数をやるのか、これがMAXなのか、それともだいたいこんな人数だろうということで量の見込みから予算を立てていく数字で、実際の人数が増えても、それだけの健診はちゃんと受け皿は作るのかなって思ったことと、やっぱりどうしてもこの量の見込みはこの数字でいくかしょうがないのですかという質問です。

高尾会長： はい、どうぞ。

保健センター健康支援課： 今ご質問頂きました妊婦健診について回答させていただきます。私は市川市保健センター健康支援課で、妊婦健診・乳児健診を担当しております小田切と申します。15ページに見込み量が書いてございますが、これはこれまでの実績にもとづいて算出した数字でございます。この現状のところは2014年度のトータルの数です。ただ妊娠というのは、極めて個人的な事柄でございますし、いつどなたが妊娠するかもわからないのですが、これまでも予算等も含めまして補正という形で対応してきておりますので、この量を超えたら例えば健診が受けられないとか、そういうことは一切ないです。

高尾会長： よろしいですか。幸前委員さん、心配なくて大丈夫です。

はい、他にありますか。量の見込みにつきましてご意見をお願いしたいと。はい、どうぞ、山下委員さん。

山下委員： 山下です。今15ページの(13)の利用者支援事業のところ、2箇所というふうにならなっていて、31年度まで2箇所で100%ということになっていますけれども、ここは2箇所という考え方ではなくて、利用者数という考え方で記入していったほうがよろしいかなと思います。というのは、アクセスのほうは出来てまだ新しいかもしれませんが、行徳のほうはもうすでに始まっていて、人数もたぶん月間でカウントできると思えますし、それを予測しての数もたぶんできると思うので、ここは述べ

人数でここの評価をしていったほうがいいのではないかと思います。以上です。

高尾会長： はい。どうですか、事務局のほうは。

事務局： 国の計画の策定の考え方もあるので、最低限箇所数の項目は入れなければならないことにはなります。その上で当然この計画を立てて、それにもとづいて毎年毎年この子ども・子育て会議で委員さんの意見を伺いながら進捗管理をしていくので、利用者数も合わせて設定をすべきであるという意見であれば、できないかできるかと言われればできます。もう一回内部で検討させて頂いて、そういった数値の目標の設定の仕方ができるのかどうか、実現化するのかというところを検討させて頂きたいと思います。

高尾会長： 山下委員さん、要するに、箇所数は2箇所ということでそれはよろしい訳ですね、今のところは。量の見込みを出せるかというところで、あとで書けるかどうかは検討させてくださいということですが、それでよろしいですか。では他にご意見ありますでしょうか。はい、徳安委員さん。

徳安委員： 徳安です。13ページの意見の概要の10番ですけれども、「一時預かり事業とファミリー・サポート・センターはニーズが異なるため」と書かれているのですが、この内容を具体的に教えて頂きたいのですけれども。8ページのほうにも補正内容として書かれています。

高尾会長： それはこの前出た意見ですよ。川副委員さんどうですか。

川副委員： 一時預かりとファミリー・サポート・センターを足して2で割ってあったので、とても乱暴なやり方だと思ったのです。それで一時預かりというのはとても重要です。保育所をたくさん作っていくか、一時預かりを作っていくかということも影響するくらい大きな問題ですし、それから子育て中の親御さんの負担感というか、そこを軽減するにも一時預かりというのは非常に重要な、リフレッシュの部分でも重要です。この一時預かりをどう市川市が力を入れていくかによって、本当に住みやすい街になっていくかというのがかなり大きな影響を与えたいと思います。ファミリー・サポート・センターは、一番多いのは保育園の送迎、学童の送迎が多いので、今は1万3000件を年間超えています、会員も5300人いますが、一時預かりのリフレッシュという部分もちろんあります。精神的な課題を抱えられた方のサポートもしています。それから今年度からは夜間のトワイライトも実施していくことに行政との合意ができています。様々ないわば行政側では対応できない小さな問題について、施

設を作るとかそういうことをしなくても、いわば市民の力でお互いに支え合おうというシステムが、ちょっと一時預かりとは違うシステムなので、ここは分離してきちっとして頂いたことに対してはよかったかなと思います。それぞれを大事に育てて頂きたいと思っています。徳安さん、地域リーダーなので、ちょっと付け加えてください。

高尾会長： 徳安委員さん、どうぞ。

徳安委員： 徳安です。ファミリー・サポート・センターにつきましては、川副先生がおっしゃった通りだと思いますが、一時預かり事業が充実すれば、そちらに変わる方もいっぱいいるのでしょうか、一時預かりで大事なところとか、利用者の使いやすさというのも大きいかなと思います。近くにあるかとか、時間帯がどうかとか、預かってくれる年齢はどうかとか、あと料金負担ですね、それによって使い分けされる方もいらっしゃる、ただここでの意味は、一時預かり事業を充実させるためにということ。

高尾会長： いや、そうではなくて、前は一緒にしていましたよね。ニーズが異なるということもそうだけれども、性質が違う訳でしょ。要するに一時預かり事業というのとファミサポというのは。だからここで区分して捉えておくと、そういうことです。

徳安委員： わかりました。ただ利用者の側からしまして、そう捉えている人もいればそうでなく利用されている方もいらっしゃるかなとは思いますが。あとは一時預かりの時間帯によって、やはり前後はファミリー・サポートにお願いしたいとか、休日はファミリー・サポートにお願いしたいとかやはりそういうことは出てくるかなと思います。ですので、やはり一時預かりは量もそうですが、使いやすさ、前の月にある程度予定を立てて申し込まなければいけないというような現状がありますので、それでは利用が難しい方はファミリー・サポートを使われているのかなと思います。

高尾会長： だから徳安委員さんは、区分はなかなかできないということかな。

徳安委員： ニーズですね。

高尾会長： ニーズがね。ということですね。よろしいですか。川副委員さん、どうですか。

川副委員： 前はすごく大事なことが一緒くたになっていたもので、これは区分したほうが、すごく大事だと思います。ここできちんと人数も出されてい

ますし、31年度までに183%まで持って行こうというふうになってい
ますし、やはりここに力を入れていくというのはすごく大事な視点に今回
はきちっと出てきたのだなというふうに思いましたので、それを実現、
183%に、ぜひここは力を入れて頂きたいと思います。

徳安委員： すみません、もう一点いいですか。

高尾会長： それでは徳安委員さん、どうぞ。

徳安委員： 前回5月の会議から、ここの会議の意見によって(4)(7)(9)は若干増え
ていると理解してよろしいのでしょうか。この15ページには、補正前
と今回が出ていますけれども、5月の資料と比べると(4)なんかは増えて
いると理解してよろしいですね。

高尾会長： では、事務局。

事務局： はい、その通りです。

高尾会長： それでよろしいですか。それでは一応数値におきましては特に問題・
異論はなかったと思いますので、この数値をもって市川市子ども・子育
て支援事業計画における量の見込みを確定したいと思いますが、これ
でよろしいでしょうか。

それではこの数値を元に次回会議より各方策の審議に入っていきたい
と思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に、次第の2、その他です。事務局より説明をお願いいたし
ます。

子育て支援課長： (資料2「基本理念・基本目標・施策の方向の文章(意見反映後確定版)」、
資料3「子ども・子育て支援新制度にかかる各基準の条例制定について」
にもとづき説明)

高尾会長： はい、資料2、資料3にもとづきまして事務局より説明がありました。
ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

橋本委員： はい。

高尾会長： はい、橋本委員さん。

橋本委員： 民生委員・主任児童委員の橋本と申します。私は教育委員会青少年育
成課で管轄しております「放課後子ども教室ビーイング」の運営員とスタ

ップを兼務しております。放課後というインデックスがついているところ
ですけれども、これにつきましては、現在、社会福祉協議会に委託してお
ります、放課後学童保育クラブに関するものと捉えてよろしいのでしょ
うか。ピーニングに関してはまた別枠で考えるというふうに捉えてよろ
しいのでしょうか。

高尾会長： それでは事務局のほうでお願いいたします。

青少年育成課長： 青少年育成課長です。こちらのほうはあくまで放課後保育クラブで
ございます。ピーニングのほうはまた別だと捉えております。以上です。

高尾会長： 橋本委員さん、よろしいですか。

橋本委員： はい。

高尾会長： はい、他にありますか。それでは、幸前委員さん。

幸前委員： 幸前です。たびたび利用者支援で申し訳ございませんが、施策の方向7
のところの施策の方向のポイントの「(利用者支援事業について)」、ここ
は先ほど施策の方向の4のほうは決まり次第また追加ということですが
けれども、こちらの利用者支援事業についてのこの括弧の部分は今後どう
なるのでしょうか。

高尾会長： 事務局のほうはいいですか。

事務局： 施策の方向4と同様、今後ここについても埋めていくと。まだ完成し
ていない部分ということで。

高尾会長： よろしいですか。はい、幸前委員さん。

幸前委員： 幸前です。先ほど川副先生が少しお話された時に出てきたのですけれ
ども、コーディネーターの在り方についてとかそういうのを話し合う、
川副先生にもう一度お話しして頂ければいいかなと思うのですけれども、
この利用者支援というのがどういうものかというのも含めて、ここを書
くのにもう少し時期や民間とすり合わせが必要じゃないかなと思ったの
で、勉強会のようなものを開いて頂けるといいなと思いました。すみま
せん、川副先生、もう一回言って頂けると。

川 副 委 員： 利用者支援は本当に重要なところですので、ぜひ行政側ができる部分、民間が、コーディネーターを養成してその方ができる部分そういう筋分けと養成講座をどう組み立てていくかというのをぜひ、行政だけではなくて必要な方を集めて研究会をやったらどうかと先ほどは申し上げました。幸前さんの意見は大事な視点だと思います。

高 尾 会 長： それではそれを意見として承っておきますということになります。
はい、他に。徳安委員さん。

徳 安 委 員： 同じく利用者支援事業に関しての意見ですが、徳安ですけれども、国から出されております利用者支援事業の役割という中に、社会資源の開発というものがありまして、無いものは新たに地域と連携して作り出していくという目的があると思います。たしかこの基本理念の議題の時に、この利用者支援自体をこの7のところに情報提供とは別に入れていいのかというお話もあったかと思うのですが、次に情報提供して、利用できるようにして、さらに利用したいが無いものについては地域と一緒に作り出すというところを求められていると思いますので、そのことを重要視して頂ければと思います。

高 尾 会 長： はい、私もその通りだと思います。はい、他にご意見。川副委員さん。

川 副 委 員： 施策の方向 11 のところですが、「虐待防止・対応のための取組の充実」というところです。その方向性のポイントですが、「家庭でなく地域や行政、民間機関が連携し、虐待の早期発見・対応・適切な措置を講じて早急に問題を食い止める」というふうになっていますので、これも利用者支援のところではまたすごく大事なところになると思いますので、それぞれが縦割りではなくて、本当に全てがそれぞれ連携するということがここで謳われていますので、ぜひこのポイントは重要視して頂きたいなと思って、改めて申し上げます。

高 尾 会 長： それではご意見として承っておくと。はい、いいですか。どうぞ。

川 副 委 員： もう一点、川副ですが、施策の方向性 13 の「発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実」というところで、方向のポイントの中に、関係者の研修、それから今、保育施設への巡回等をやっていると思います。専門家の方に来て頂いてサポートして頂くのは、すごく価値の

ある指導をして頂いております。ただここに留まるのではなくて、発達に支援が必要なお子さん達が、それぞれのいわば保育所とか幼稚園とか、そういうところで受け入れるということをぜひ推進していくために、行政としてもどうしたらいいかということ、そこも方向性のポイントの中に入れて頂けるとありがたいというふうに思いました。以上です。

高尾会長： はい。それでは緑川委員さん。

緑川委員： 緑川です。今、川副先生からお話があった、私の意見なのですけれども、施策の方向13の「発達に支援が必要な子どもの支援」ですが、私が会長をやっていた大洲幼稚園では、発達に支援が必要な子と普通のクラスが一緒にある、幼稚園の中に一緒にあるということで、一緒に活動していくことで、普通の子も障害がある子に対しても受け入れがすごく自然です。私の娘もちょっと障害があって、普通の高校の中にある障害者が行くようなクラスに通っていますけれども、そこでも普通の子が障害のある子と一緒に活動することによって、こういう子もいるのだということを受け入れていくというのが、それがやはり色々な人がいるという中では自然なことだと思うので、まったく区切って何かをするという訳ではなく、障害がある子もいるということも伝えていくうえで何かいい方法があるかなと思っていて、それをポイントとして捉えて頂ければなど。

高尾会長： はい、他にありませんでしょうか。では、佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。これから色々コーディネーターさんの役割も大変になっていくかと思えます。周りにも保育内容が充実していく中で働くお母さんが増えているのは事実です。小学校に入ると働き出すお母さん、早くだと幼稚園から働き出すお母さんもたくさんいらっしゃるのですが、逆に働かなくてはいけないと思っているお母さんも多くいるような気がします。皆が働き出したから私も働かなくちゃという声も時々耳にするので、働かなくて済むのであれば、専業主婦というのはすごく大事なお仕事ですから、無理して働くことはないよって、私はそういう声を聞くと答えますけれども、自分の能力を生かしたいとかいうことで働き出す方と、家計を支えるためにどうしても働かなくてはいけない方、その辺のバランスがうまくいくように、働く女性と専業主婦に対して同じように子育て支援がうまくされるように、これからこのコーディネータ

一さんの役割というのがすごく大事になっていくのではないかなと思います。以上です。

高尾会長： はい、他にご意見ありますでしょうか。はいどうぞ、小安委員さん。

小安委員： 小安です。先ほど出ていた施策の方向 11 のところに、「虐待防止の対応の取組の充実」というのが出てきている訳ですけれども、これと今回資料 3 で配られた条例の中にも、直接「虐待等の禁止」という条文が入っていますけれども、これはあくまで家庭的保育事業に携わる職員だとか、特定教育・保育施設の職員とかに対しての虐待の防止とか禁止とかという規定だと思うのですが、その辺は施策の方向の中にはその部分は一切関係性を持たせていないように思えますけれども、この辺はどういうふうに考えますか。

高尾会長： それでは事務局のほうで。

事務局： はい。資料 3 のほうの特定教育・保育施設から始まる条例の中では、給付という財政支援を受けて運営をしていく保育園ですとか小規模保育ですとか幼稚園ですとか、そういったところが守るべき基準で、虐待をしてはいけません、というような規定を設けています。一方今回の計画の施策の方向については、そういう幼稚園とか保育園とか事業を利用する、事業者に対して課していくものではなくて、広く 18 歳未満の子ども全てに対してそういう虐待をしないというか、虐待を受けている恐れのある疑いのあるところにヘルパーを派遣して虐待を予防していくような、そういった事業を入れていますので、こちらの計画のほうが広い対象を考えているというような形になっています。

小安委員： 広い考え方の元に取り組んで頂ければと思いますけれども、条例のほうにそういうものが入っている中で、そういう禁止されていることについて実効性を担保するために、そういうことがあってはならない訳なので、そういうものが起こらないようにする体制とか早期発見とかそういうこともあると思います。そういうところであってはならないのですから、その辺のことも含めて、何等かの連絡や何とかというのも当然施設に関しても同じように言えると思うので、施策の方向 11 のところにはそれとはまたぜんぜん違う、要するに対象が違うと思います。でもその部分については一切施策のほうに入れなくていいのかどうなのかという

あたりがちょっと気になったので申し上げたので、その辺のことも広く捉えるのであれば、そのことも含めてこちらの施策の方向の中に入れていくということもあっていいのかなという意見でございます。

高尾会長： はい、他にありますか。佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。虐待ということで、虐待を防止するのはもちろん大事なことでと思います。この前記事に3年間で500人弱の子が虐待その他の被害を受けているという記事が載っていましたが、数の多さに驚きました。虐待で命を落としてしまった子、命を幸い落とさずに済んだ子、色々だと思いますけれども、その子達のケアがとても大事かなと思います。その子達、そして親がわかっているならばその親へのケアがすごく大事なことでと思います。以上です。

高尾会長： はい、では阿部委員さん。

阿部委員： 阿部でございます。同じ虐待防止の件ですが、実際にお子さん達の3400名くらいを学童で預かっております。その中でも年間に15件～20件くらいの報告をあげておまして、最近少しもちろんよくなったのですが、この虐待の中で、どうしても児童相談所との関係と子育て支援課との関係の連携みたいなものが、私達もう一歩わからない部分があります。例えば報告をします。その報告に対して児相との関係はほとんど返ってきません。子育て支援課のほうはある程度の連携が取れていますけれども、市のほうの子育て支援課と児相との関係とかというものも、もっと連携をしてもらえればいいのか。つまり指導員さんのほうが報告をしても、何ら回答が返ってこない、どうしたのかとか、別に知る必要はないのかもしれませんが、毎日来ていますので、特にそういうことに関して何か、特に県の児相との関係とか、子育て支援課とはある程度連携は取れていますけれども、その辺の状況も今後の取組の充実の中では検討して頂ければありがたい。指導員さんの中からそういう声が聞こえておりますので。言ってきたとしても、どうなったのかとか、今後こういう対応をしたのかとかいうことはほとんど返ってこないという、どちらかといえば一方通行のようなことがありますので、少しずつ、去年、一昨年よりは今年は改善してはいますが、もう少し行政間の連携が取れば、もうちょっと指導員さんのほうも躊躇なく報告なり通告をするということがありますので、できれば対応の取組の充実

を、県と市の関係、また報告した側に返すべきものなのかどうかというのはまた別問題ですけれども、実際にそのお子さんがいますので、ある程度の連携、出してはいけない情報は出す必要はないのですけれども、ある程度の連携は今後図っていただければ、虐待の防止にも大きく繋がってくるのではないかなというのが意見です。よろしくをお願いします。

高尾会長： その辺はよろしいですか。児相との関係はという今の質問でしたけれども。

子育て支援課長： 児童相談所と子育て支援課の相談班とは、定期的に会議を持っておりますし、個別での対応もしております。連携は十分に取れていると思っております。以上です。

高尾会長： 阿部委員さん、よろしいですか。

阿部委員： 特に児相の関係が、市と県の連携は取れていると思いますけれども、実際に私達の現場のほうから通告した時の返し方というものの基準みたいなものはほとんど示されていないというのが現状なので、そこら辺の連携が取れないかなと感じたので今ちょっと意見を言っただけなので、また今後もやって頂ければ助かりますのでよろしくお願いします。

子育て支援課長： そういうご意見があったということは、うちの相談班を通じまして児相のほうにも報告させていただきます。

橋本委員： 同様のことですけれども。

高尾会長： はい、橋本委員さん。

橋本委員： 民生委員・主任児童委員の橋本です。主任児童委員の立場から申しますと、よく児童相談所から子どもの「見守り」をお願いしますという依頼があります。直接電話がかかってきたりします。それで、どこそこの何丁目何番地のこういうお宅で泣き声がするからとか、親が叩く音がするから見守ってくださいという依頼があります。私達は日常生活の中でなるべく気をつけてそのお宅を見守って、ちゃんとゴミが捨ててあるかとか、洗濯物が取り込んであるかとか、子どもの泣き声がしないかとか

見ていますが、その見守りについてももう見守りは結構ですよ、もう見守らなくていいですよという連絡は、児童相談所からはございません。ですから私どもが自分の判断で、もう大丈夫そうだからここは見守らなくていいのだなというふうに判断しております。また、見守りという言葉に対してもどの程度の見守りをどのようにすればいいのか、暇な方でしたら一日中見張っていただけますけれども、私どももそうもいきませんので、そこら辺の見守り方法についても個々にゆだねられているというのが現状でございます。

高尾会長： なかなか児童相談所は忙しいのですかね。忙しいという話は聞きますけれども。連絡くらいはしてもよさそうなものだというふうに思いますが、虐待が減らないのはそういうところにあるのかもしれないですね。他にご意見は、はい、村上委員さん。

村上委員： はい、村上です。基本目標 6、そして施策の方向 14 で、仕事と子育ての両立支援で、基本目標 6 の最後で「仕事と子育てを両立できる市川市を目指す」と書いてあるのですけれども、市川市役所自体が根底において、例えば男性の育休取得率が今どれくらいあってどこを目指すのかとかそういうような、やはりトップダウンで、自分達のところが率先してやっていくことがまず必要なのではないかと思っております。それがやっぱり市内の企業に波及していくと思いますので、市川市としてまず自らが襟を正してこういったことの推進ですよ、あとは子育て家庭が、例えば子どもが病気で有給を取得しやすくするとか、有給取得率がどうなのかとか、そういう数値目標をぜひ持って頂きたいなと思うのですけれども、役所のほうではそのあたりをどうお考えでしょうか。

高尾会長： なかなか難しいとは思いますが。

事務局： すみません、あまり明確な答えが。確か職員課のほうで計画を立てているものがありますので、今手元に数字とかは無いのですけれどもあります。

高尾会長： よろしいですか。

村上委員： はい。ぜひその辺は自ら推進して行って頂きたいなと思います。私は父親支援の活動をしている中で、やはり行政が主導を取ってやっていく

自治体のところは、やはり広がり活発ですし、自分達ができないものを企業に推進しろというのは説得力がありませんので、ここはぜひ検討して頂きたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

高尾会長： それでは他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは今出ました委員からの意見を事務局では適切に対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは他にありませんか。それではこれもちまして、平成26年度第2回市川市子ども・子育て会議を終了したいと思います。

【午後3時30分閉会】

平成26年6月30日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢

